育休は何歳まで？
取得条件
チェックシート

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

育児休業（育休）は、男女を問わず、1歳未満の子どもを育てるすべての働く人（正社員・パート・契約社員など）が取得できる制度で、仕事と育児の両立を支援します。保育所に入れないなど一定の条件を満たせば、最長2歳まで延長可能です。延長には改めて事業主への申し出が必要です。

延長理由	延長後の期間
「パパママ育休プラス」を利用した場合	1歳2ヶ月まで
保育所に入所できない場合	1歳6ヶ月まで
配偶者が育児を行えない場合	1歳6ヶ月まで
上記の状況が継続する場合	最長2歳まで

取得期間や条件を正しく理解し、安心して育休を取得するためのチェックシートを作成しました。

育休取得条件チェックシート

1. 育休取得対象者	
☐	子どもを養育する義務のある労働者である。
2. 育休取得可能期間	
☐	原則：子どもの1歳の誕生日の前日まで

© MoneyForward, Inc.

☐	延長：保育所などに入所を希望しているが、入所できない場合（最長1歳6ヶ月まで、状況により最長2歳まで）
☐	延長：配偶者が死亡、負傷、疾病、または離婚などにより、子どもを養育することが困難になった場合（最長1歳6ヶ月まで、状況により最長2歳まで）
☐	パパママ育休プラス：以下の要件の場合、最長で子どもが1歳2ヶ月になるまで延長可能。① 配偶者が子が１歳に達するまでに育児休業を取得していること② 本人の育児休業開始予定日が、子の１歳の誕生日以前であること③ 本人の育児休業開始予定日は、配偶者がしている育児休業の初日以降であること
3. 育休申請手続き	
☐	育児休業開始日の1ヶ月前までに、原則として育児休業申請書を事業主に提出する。
4. 育児休業給付金	
☐	雇用保険の被保険者である
☐	育児休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある完全月が12ヶ月以上ある
☐	育児休業期間中の各1ヶ月において、賃金の支払いが8割未満である
☐	育児休業期間中の各1ヶ月において、就業している日数が10日以下である※10日を超える場合は80時間以下
☐	支給額：育休開始から180日まで賃金日額の67%、181日目以降は50%

© MoneyForward, Inc.

5. 育休後の働き方（3歳未満の子を養育する場合）

- [ ] 短時間勤務制度の利用を希望する場合は、事業主に申し出ることができる。

6. 育休後の働き方（小学校就学前の子を養育する場合）【2025年4月以降 施行】

以下のいずれか2つ以上の措置を事業主は講じる義務があり、労働者は選択可能

- [ ] 始業時刻等の変更
- [ ] テレワーク等
- [ ] 保育施設の設置運営等
- [ ] 新たな休暇の付与
- [ ] 短時間勤務制度

7. 育児時短就業給付金

- [ ] 短時間勤務を選択した場合、賃金の10%が補填される育児時短就業給付金が支給される予定です。

© MoneyForward, Inc.